

職員の処分について

職員の処分等を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

1 処分内容

事故者

職層	所属	年齢	性別	内容
主事	総務部	24	女性	諭旨退職 (退職手当2割減額)

2 事故の概要

事故者は、令和8年3月から同年5月までの間において、計3通の診断書を偽造し、計49日間の病気休暇を不正に取得し、当該病気休暇期間における給与約52万円を不正に受給した。

なお、不正に受給した給与については、事故者から全額返納されている。

3 発令年月日

令和8年7月17日